

加古川市ゼロカーボンロゴの使用にかかる要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市ゼロカーボンロゴ(以下「ロゴ」という。)のデザイン及び使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴとは別図に掲げるものをいう。

(権利の帰属)

第3条 ロゴに関する著作権等一切の権利は、加古川市(以下「市」という。)に帰属する。

(使用者)

第4条 市は、次の各号に定める者(以下「使用者」という。)にロゴを提供する。

- (1) 加古川市ゼロカーボンパートナーシップ協定者
 - (2) 市がロゴの使用を認めた者
- 2 前項に規定する者以外の者は、ロゴを使用することができない。

(使用の目的及び範囲)

第5条 ロゴは、市のゼロカーボンシティの実現に向けた取組の促進及び普及啓発のために使用することができる。ただし、次の各号に掲げる内容に該当するときは使用することができない。

- (1) 地球温暖化対策の正しい理解を妨げるおそれのあることに使用するとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するものに使用するとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用するとき。
- (4) 特定の商品、サービスの販売その他の営利目的で使用するとき。
- (5) ロゴの視認性又はイメージを損なうおそれのあることに使用するとき。
- (6) 市の品位をおとしめるおそれのあることに使用するとき。
- (7) その他、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業の趣旨に反する等市が不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第6条 ロゴの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「加古川市ゼロカーボンロゴ使用ガイドライン」に従うこと。
- (2) ロゴを用いて商標登録又は意匠登録の出願をしないこと。

(使用の禁止)

第7条 市は、使用者が前2条の規定に反して使用したと市が認めたとき、第4条に規定する使用者でなくなったとき又はやむを得ない理由があるときは、ロゴの使用の禁止を命じることができる。

- 2 使用者は、前項の規定により命じられた場合、遅滞なく使用することを止め、ロゴを削除する等の対応をしなければならない。
- 3 前項の対応により使用者が被った損害及び損失について、市は、一切の責任を負わない。

(使用料)

第8条 ロゴの使用料は、無料とする。

(使用者の責任)

第9条 使用者がロゴの使用により、市に損害を与えた場合、市は、その賠償を請求することができる。

2 ロゴの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに市に報告するとともに、自己の責任と負担において誠意をもって対応するものとし、市は、損害賠償、損失補填、その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の報告)

第10条 市は、ロゴの使用者に対して、必要に応じ、使用状況等の報告を求め、必要な指導及び調査等を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

(別図) 第2条関係

